

限度額適用・標準負担額減額認定証の申請をされる皆様へ

長期入院該当の取扱いが変更となります

・変更点

群馬県の後期高齢者医療広域連合より「低所得者Ⅱ」の限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受け、かつその証の発効期日から90日を超える入院日数がある場合、申請により入院時の食事代が長期入院該当として減額されます。今回、この取扱いが変更となり、群馬県の後期高齢者医療制度に加入される前の国民健康保険・後期高齢者医療保険等の加入期間における入院日数も90日の計算期間に含めることができるようになります。

・変更日

平成26年8月1日から

・対象者

① 平成25年8月1日以降に75歳になられた人

② 平成25年8月1日以降に他の都道府県から転入された人

※75歳未満であっても広域連合の認定を受けた人は対象となります。

※長期入院該当の申請を行う月以前の12か月間に、前の保険において「低所得者Ⅱ」の限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けていることが条件です。

※入院日数を含める場合には入院日数のわかる病院の領収書・前の保険における「低所得者Ⅱ」の限度額適用・標準負担額減額認定証の写しが必要です。

入院したときの食事代

入院したときの食事代は、決められた標準負担額を自己負担します。

◆入院時食事代の標準負担額

所得区分		食事代 (1食あたり)
現役並み所得者		260円
一般		260円
低所得者Ⅱ	90日までの入院	210円
	過去12か月で90日を超える入院	160円
低所得者Ⅰ		100円



長期入院該当

※低所得者Ⅱ・Ⅰの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。

お問い合わせ先

川場村役場 健康福祉課 電話 (0278) 52-2111

群馬県後期高齢者医療広域連合 電話 (027) 256-7125